環境県民局 No.11

令和4年4月19日 課 名 環境県民局自然環境課 担当者 課長 鶴田 内 線 2930

鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣管理計画の改定について

1 要旨

現行計画が本年度末に満了するため改定する第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣(ツキノワグマ,イノシシ,ニホンジカ,カワウ)管理計画について,市町・利害関係人・有害鳥獣対策広島県議会議員調査会の意見等及び環境審議会の審議を踏まえ取りまとめ,令和4年3月31日に公表するとともに,環境大臣に報告した。

2 意見聴取·対応状況

(1) 意見聴取状況

ア 第13次鳥獣保護管理事業計画

○パブリックコメント(令和4年1月24日~2月22日)【意見件数】0件

○市町意見聴取(令和4年2月14日~2月25日) 【意見件数】1件(1市)

○利害関係人意見聴取(令和4年2月14日~2月25日)【意見件数】4件(3団体)

イ 第二種特定鳥獣管理計画(法定要件)

○市町協議(令和4年1月31日~2月25日) 【意見件数】50件(5市町)

○利害関係人意見聴取(令和4年1月31日~2月25日)【意見件数】20件(2団体)

- (2) 有害鳥獣対策広島県議会議員調査会での説明(令和4年2月16日)
- (3) 対応状況

計画本文を修正する内容はなかった。(一部字句表現の修正のみ)

<その他主な意見への対応>

- 生息調査と生息数の推定について、引き続き精度の向上に努める。
- ・ツキノワグマのゾーニング管理,緩衝帯整備,市街地出没の要因除去などへの具体的な 支援策については,会議等機会をとらえ説明・協議に努め,専門家による現地研修など も実施する。誘引物の除去など基本的な対策は市町で実施していただき,県はその支援 を行っていく。
- ・狩猟が禁止される鳥獣保護区からイノシシ,ニホンジカの狩猟が可能な区域への速やかな移行については、地元関係者の総意など条件の整っている箇所から順次移行する。 移行の効果として、県内外からの狩猟者によるイノシシ,ニホンジカの捕獲促進を期待している。

3 環境審議会自然環境部会の審議状況(令和4年3月15日)

計画案は、注釈を追加する等の意見に対応することとして、すべて承認された。

| 計画名 | 主な意見・要望 |
|-----------|----------------------------------|
| 第13次鳥獣保護管 | 狩猟鳥獣(イノシシ、ニホンジカを除く)捕獲禁止区域の設定や捕獲許 |
| 理事業計画 | 可などについては、ニホンジカによる希少植生の食害など生態系に対す |
| | る被害も考慮して進めてほしい。 |
| ツキノワグマ計画 | クマの主要生息地における大規模風力発電施設などの開発が生息環境に |
| | 影響を与え、出没の要因となる可能性がある |
| イノシシ, ニホン | 狩猟期間の延長について、イノシシ、ニホンジカを狩猟により捕獲する |
| ジカ計画 | 期間は、本計画のとおり2月末日までが適当と考える。 |